

駒澤大学駒澤会会則

〔昭和 46 年 10 月 15 日
制 定
改正 令和 7 年 6 月 1 日〕

(設置)

第1条 本会は、駒澤大学駒澤会（以下「本会」という。）と称し、事務局を駒澤大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、駒澤大学、駒澤短期大学卒業生の父母、保護者或いはこれに準ずるもの緊密な連絡と相互の親睦を図り、大学の発展とその教育研究の向上に寄与することを目的とし、大学、教育後援会及び同窓会と相互に提携協力するものとする。

(会員)

第3条 本会は、駒澤大学、駒澤短期大学卒業生の父母、保護者或いはこれに準ずるもので本会の主旨に賛同するものを会員として組織する。

(1) 会費 1 万円を納付した者を会員とする。

(2) 会員は本会の総会に出席するほか、本会の運営に参画し、また本会の行う行事に参加することができる。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 大学興隆発展の援護

(2) 奨学金の交付

(3) 会報その他刊行物の発行

(4) 研修会、講演会等

(5) その他目的を達成するための活動

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

名誉会長 1 人

名誉副会長 1 人

会長 1 人

副会長 3 人以内

事務長 1 人

監査 2 人以内

幹事 若干名

総務部、広報部、厚生部の部長 各 1 人、副部長 各 2 人

2 名誉会長は駒澤大学総長を、名誉副会長は学長を推戴する。

3 会長は、役員会が候補者を選任し、総会の議を経て名誉会長が委嘱する。

4 事務長は、駒澤大学職員より委任する。

5 副会長および監査は、役員会が候補者を選任し、総会の議を経て会長が委嘱する。

6 幹事は、大学と協議のうえ、会長が委嘱する。

7 部長は会長及び副会長が候補者を選任し、副部長は各部により候補者を選出する。
部長及び副部長は、役員会の承認を経て就任する。

8 役員は役員会を構成し、本会の重要問題を審議決定し、また本会の企画、運営に当たる。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わる。

3 監査は、会務及び会計を監査する。

4 幹事は、本会の事務執行に協力する。

5 部長、副部長はそれぞれ第7条2項の部の会務を遂行する。

(委員及び委員の職務)

第7条 会長は、本会の事業遂行のため、会員の中から委員を委嘱する。

2 本会の事業遂行のため、総務部、広報部、厚生部を設け、会員は委員としてそれぞれの部に所属し次の職務を担当することができる。

(1) 総務部 年度事業計画、予算、決算の作成及び総会、役員会の運営など本会の管理運営に関する活動。

(2) 広報部 本会の主旨及び活動状況の広報など、会員増加のための活動。

(3) 厚生部 研修会、講演会等の開催、その他の会員の親睦を図るための活動。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1期2年とし、事情により3期までの重任は妨げない。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置き、会長は諸般の実務の処理を事務局に委任する。

(顧問、相談役、参与)

第10条 顧問及び相談役は、本会の趣旨に賛同し、特に本会の功労のあった者を会長が推薦する。

2 参与は、駒澤大学教育後援会との連携をはかるため、教育後援会正副会長を本会会長が委嘱する。

(経理)

第11条 本会の経理は、会費、寄付金、基金の果実その他をもってこれにあてる。会費は入会の際、または毎年度年初に事務局まで納めるものとする。新規入会者の入会時会費納入分は基金会計に繰り入れ、それ以外の会費納入分は一般会計に繰り入れる。

(基金の運用)

第12条 本会の基本財産である基金を厳重に管理保全すると共に、その有利な運用を図るため、基金管理委員会を設置する。

2 会長は役員会の承認のもとに基金管理委員会の委員を指名し、別途定める規程に基づいて厳正且つ安全な運用を行うよう、指導監督しなければならない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(総会)

第14条 総会は会員をもって組織し、年1回会長がこれを召集する。会長は必要に応じ臨時総会を招集することが出来る。

(役員会)

第15条 会長は本会の運営上重要な問題を審議解決するため、毎年4回の定例役員会を招集する。このほか会長が必要と認めたときは、役員会を招集することが出来る。役員会の決定のうち、特別に定める事項及び本会会則に抵触する事柄については、総会の承認を受けなければならない。

(特別委員会)

第16条 本会は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。

3 特別委員会は、会長の諮問機関とする。

(決議)

第17条 本会の議決事項は、別に特段の定めがない限り、出席者の過半数の賛成による。

(その他)

第18条 この会則を変更するときは、総会の議を経なければならない。

2 本会の会則に定のないものは、すべて役員会で定める。

3 本会の運営を円滑に行うために、別の運用内規を定める。

附則

この会則は、昭和46年10月15日から施行する。

附則

この会則は、昭和51年7月21日から施行する。

附則

この会則は、昭和 57 年 3 月 8 日から施行する。

附則

この会則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、平成 6 年 5 月 27 日から施行する。

附則

この会則は、平成 11 年 1 月 30 日から施行する。

附則

この会則は、平成 11 年 5 月 30 日より施行する。ただし、既に選任された役員は、次の改選まで現在の職務を遂行する。

附則

この会則は、平成 13 年 6 月 2 日から施行する。

附則

この会則は、平成 20 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この会則は、平成 21 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この会則は、平成 25 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この会則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。